

流域ガバナンスに関する参考資料

平成28年4月27日
関西広域連合 本部事務局

1. 流域ガバナンスを向上させる取組の事例

流域ガバナンスを向上させる取組（事例）

「公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構」の設立

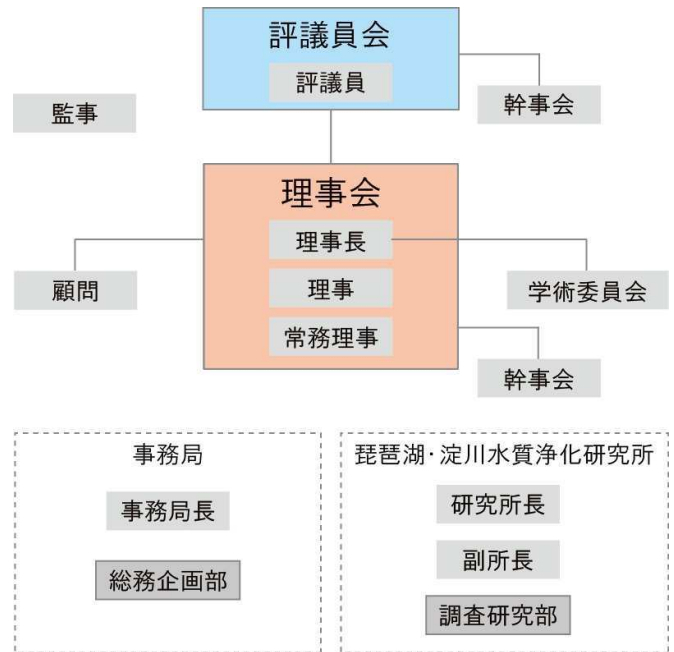
■ 公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

設立趣旨

- 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構は、琵琶湖・淀川の水を利用する関係自治体が一体となって水系一貫した水質保全対策に共同で取り組むため設立（平成5年8月）
- 流域の2府4県3政令市（20億円）及び民間126社の出捐金（10億円）の運用収入及び事業趣旨に賛同する賛助会員の会費収入等により、水質浄化のための様々な事業活動を推進

目的

- 淀川水系における河川・湖沼水の水質浄化技術及びこれに関連する技術に関する研究開発、水質浄化事業の支援等を行うことにより、淀川水系の水質保全に寄与し、もってうるおいのある地域社会の形成と関係住民の生活環境の向上に資すること



事業概要

- ① 淀川水系における水質浄化技術およびこれに関連する技術に関する研究開発
- ② " 水質浄化事業の支援
- ③ " 水質に係わる情報の収集、処理、加工および提供
- ④ " 住民および諸団体による河川浄化・愛護活動の支援
- ⑤ " 水質浄化に関する啓発
- ⑥ " 水質浄化技術に関する情報の収集・提供及び講習会・研修会の実施 など

出典) 公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構ウェブサイト, <http://www.byq.or.jp/>

流域ガバナンスを向上させる取組（事例）

琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画策定（H17.3）

- 関係省庁及び関係地方公共団体等が、**流域全体での一体的な取組体制を構築**し、再生計画を策定
- 流域圏の関係機関が連携し、「**歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生**」の実現を図る

琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会（H17.4）

- 統合的流域管理の視点に立ち、**各分野にまたがり地域を越えて各行政機関が協議・調整**し、再生計画を推進
- 流域圏の**地域間・主体間・分野間が連携**し、一体となって取り組むべき連携テーマを抽出

- みずべプロムナードネットワーク
- 水辺の生態系保全再生・ネットワーク
- 水辺の賑わい創出
- 流域水環境再生
- 流域連携

【構成機関】

- (国) 国土交通省、農林水産省、林野庁、経済産業省、環境省
- (地方) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市

行政

助言

学識
経験者

琵琶湖・淀川流域圏再生有識者委員（H18.6）

- 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会が実施した事業内容への助言 ※H27.1解散

住民
NPO等

琵琶湖・淀川流域圏連携交流会（H18.10）

- 琵琶湖・淀川流域の再生を図るため、流域圏で活動されている人たちが、個々の活動を緩く繋いだネットワークを設立

連携
協働

出典) 琵琶湖・淀川流域圏の再生ウェブサイト, <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/biwayodosaisei/index.html>

「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」の設置の検討

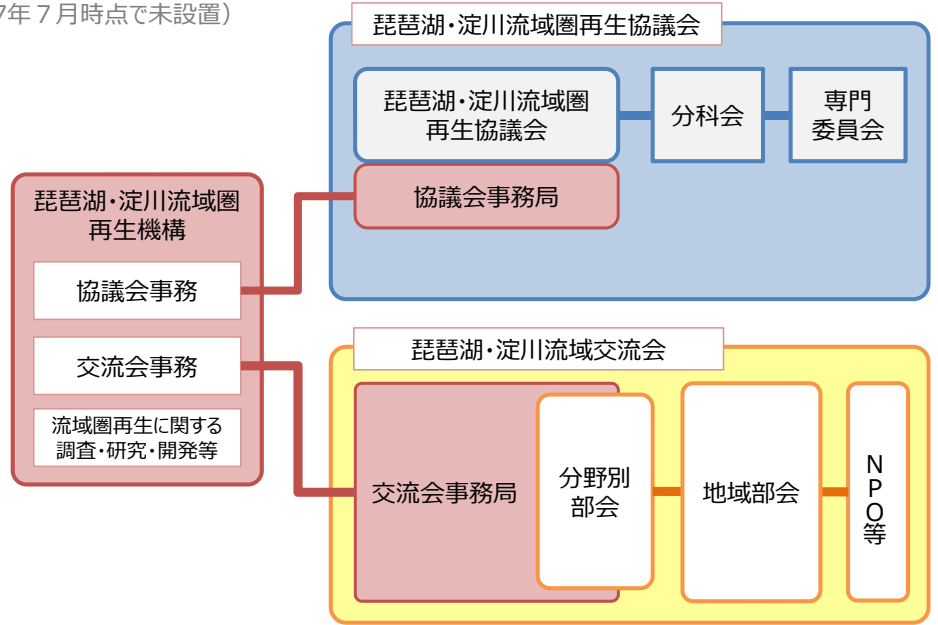
■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画（平成17年3月策定）

流域連携

- 琵琶湖・淀川流域圏の各種課題に対し、地域間・主体間・分野間で連携した一体的な取り組みを継続性のあるものとするため、行政間の連携を推進する組織、市民・NPO・自治会等のネットワークの構築、また、これらを連携する組織を設置する。

琵琶湖淀川流域圏再生機構（平成27年7月時点で未設置）

- 琵琶湖・淀川流域圏再生協議会の事務局とNPO等の交流ネットワークをサポートする事務局としての役割を持つ「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置。
- (財)琵琶湖・淀川水質保全機構の組織体制を拡充し、活用することも一方策。今後、関係機関と調整し、検討を進める。
- 設置にあたっては、行政とNPO等との調整を行い、双方の立場を理解しながら、利害に影響されない中立的な組織であること、また流域における水源地域と水利用地域、都市部と地方部等、各々の立場を尊重して調整を行える組織であることに留意する必要がある。



出典) 琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会, 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画 ~ 水でつなぐ, “人・自然・文化” 琵琶湖・淀川流域圏 ~, 2005.3

総合土砂管理に関する検討の場づくり - 宮崎県の事例

■ 流域単位での検討の場づくり

- 耳川流域における総合土砂管理を実施するため、学識経験者・利害関係者（流域市町村、九州電力、漁業者、森林組合等）による検討の場を、分野を超えて宮崎県がコーディネート
- 発電ダムが本川に6基、支川に1基設置されており、九州最大の電源河川。平成17年台風14号の出水により、多数の山腹崩壊が発生し塚原ダム上下流で河道閉塞が生じた。
- 基本的な考え方、行動計画（各部局、各関係者の役割）を示す。現在、学識経験者による進捗点検が行われている。



ワーキングの位置づけ

- 検討範囲が広範囲なことから、ワーキングを流域の3領域（河口・海岸、ダム・河道、山地）に分けて議論する。
- 土砂の状況・課題、目標や対策等について、地域特性や地域意見を参考にしつつ技術的に議論する。
- ワーキングで議論した内容は、ワーキンググループ長が検討会に報告し、検討会で審議する。

耳川水系総合土砂管理に関する技術検討会



① 河口・海岸領域WG	② ダム・河道領域WG	③ 山地領域WG
<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 地域の方々 行政機関（県、流域市町村） 関係機関（九電、漁業協同組合） 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 地域の方々 行政機関（県、流域市町村） 関係機関（九電、漁業協同組合、水道局等） 	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者 地域の方々 行政機関（県、流域市町村） 関係機関（九電、森林組合等）

出典) 耳川流域における総合土砂管理について、宮崎県HP

流域ガバナンスを向上させる取組（事例）

7

下水道ベンチマーキング（国土交通省での検討事例）

■ ベンチマーキングとは

パフォーマンスを定量的に評価するとともに、優良事例（ベスト・プラクティス）を取り入れることで下水道事業のパフォーマンス改善を促すツール。

- ① **パフォーマンスの定量評価** PI（業務指標）で自らのパフォーマンスを客観的に比較・評価する。
- ② **パフォーマンスの改善** 優良事例からプロセスを学び、パフォーマンスの改善に役立てる。

■ ベンチマーキング導入の目的

背景と課題

- これまで、下水道普及率という統一的な指標のもと、全国的に下水道の普及が進んできた。
 - 地方公共団体が近隣・類似事業体との相対的な成果・課題を把握
 - 地方公共団体・国・関係団体・企業等が課題意識を共有し、協調・協働し事業推進
- 一方、「循環のみち下水道」にも位置づけられる、防災、資源・エネルギー活用、経営、ストックマネジメント、水環境分野等、新たな重要施策については、国全体として統一的な指標化はされていない。

ベンチマーキング導入の目的

共通指標の導入と公開により、下水道界のコミュニケーションを円滑化させ、「循環のみち下水道」実現の加速を図る。

地方公共団体の自律的マネジメントの促進

- 国内外の他事業者との比較による相対的な成果・課題の把握
- 良好な取り組み（ベスト・プラクティス）から学び、自らの事業改善に活用等

国の施策充実

- 定量評価による国際的な視点も踏まえた我が国の相対的な立場（成果・課題）の把握
- 重点支援すべきグループ・自治体把握、改善プロセスの共有、全国水平展開等

企業との連携強化

- 地方公共団体の取り組みを通じた間接的な評価向上
- 地方公共団体の抱える課題の把握による技術・サービスの開発促進等

出典) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部, 下水道マネジメントのためのベンチマーキング手法に関する検討会 中間とりまとめ, 2013.3 から転載

流域ガバナンスを向上させる取組（事例）

8

統合的な水マネジメント – 米国カリフォルニア州の水計画

■ カリフォルニア水計画 2013版 Water Plan Update 2013 – 統合的水管理実現のためのロードマップ

- 水に関係する利害関係者が多数存在し権限も錯綜する中で、政策立案者・議員・地方水管理者・納税者・その他関係者に活用されるよう、前向きな解決を指向した戦略を提供。州知事が実施する水行動計画のリソースともなっている。
- 水政策に係る ①将来像、②計画の役割、③計画目標、④基本理念、⑤基本方針、⑥関連施策で構成
- カリフォルニア水計画は、1957年以来、概ね4～5年おきに改定。

(カリフォルニア州の水の現状)

- ① 拡大する渇水の影響 – 信頼性の低い水供給
- ② 競合する水需要
- ③ 増大する洪水リスク
- ④ 悪化する水質
- ⑤ 劣化する自然環境
- ⑥ 老朽化の進むインフラ
- ⑦ 地下水の減少と地盤沈下
- ⑧ デルタ地帯の脆弱性
- ⑨ 物理環境の変化の大きさと社会の多様性

(2013年版 重要テーマ)

① 統合的な水マネジメントへの尽力

② 行政機関間の連携強化

- 全レベルの行政（連邦、州、部族、地方）・利害関係団体・土地所有者などの連携を強化する。
- 既存のネットワーク・繋がり・複数の行政による場をてこ入れし効果を高める。
- 各行政機関・学界間で、データ、情報、ツール、科学的知見の共有を強化する。
- 確実性を高める協調的・能率的な許認可と、複数の行政機関にまたがる計画・政策・規制についてのより良い整合。

③ イノベーションとインフラへの投資

イノベーション 新たな分析ツールの開発と計画プロセスの改善

インフラ 人の活動を支える構造物・施設（グレイインフラ）と湿地帯・ハビタット・氾濫原（グリーンインフラ）

(州政府は付加価値を生み出すものに投資)

- 単独の自治体で達成できない事項のある地域を支援
- 地域間・州間・国際間の問題のマネジメントを支援
- 不利な条件にあるコミュニティの支援など、広域的公益（broad public benefit）の提供など



(出典) Department of Water Resources, CA USA, California Water Plan Update 2013 Highlights, 2013
日本語訳については(株)建設技術研究による日本語版を参考にしたが、一部訳・要約は関西広域連合本部事務局による。

■ Calgary's Flood Resilient Future

- 2013年の大水害を契機に、カルガリー市が設置した専門家パネルよりまとめられた提言。学識者のほか、部会には連邦政府・州・市、関係機関、民間の実務者が参加。州・市・関係機関の役割や期間（短・中・長期、実施中）も明記。
- 提言にあたってパネルは、カルガリー市洪水回復タスクフォース、カルガリー危機管理庁、アルバータ州洪水回復タスクフォース等と緊密に連携。また、議論の早い段階でインターネットを通じて市民の意見を聴き提言に反映。

（6つのテーマごとに具体的提案）

- ① **洪水リスク管理**（極端な洪水リスクをより減少させる次なるステップ）：
1/100対策の社会・経済・環境の影響分析、州のハザードマップ更新、最新時系列マップ公表、土地利用計画改定、氾濫原の開発抑制のための法改正等、高リスク地域の移転計画の策定、自助を促すリスクコミュニケーションの展開
- ② **集水域マネジメント**（人間活動が河川・周辺に与える影響）：地下水予測モデルの開発（連携）
- ③ **事象予測**（リードタイムの最大化のための気象と河川流の予測）：
観測局ネットワーク拡大（連携）、洪水予測の共通プラットフォームの構築、情報伝達強化のための教訓収集
- ④ **貯留施設・分水路・防水壁**（カルガリーを流れる水の流れを管理する手法）：
洪水調整施設の機能強化（連携）、グレンモア貯水池の容量増加、州と連携した治水代替案比較、重要箇所での防水壁の増強等、支障構造物の改良スケジュール準備
- ⑤ **インフラ・資産の強靱性**（極端現象に対する建築・住宅の耐性を高める方法）：
市施設の防御レベルの設定、GISを用いた洪水リスクデータベースの充実、電気・通信事業者との連携強化、条例に基づく規制の見直し、建物所有者への対策支援
- ⑥ **気候変動**（河川や周辺の管理、インフラ整備に対して気候変動が及ぼす影響）：
総合的な適応計画の策定、流域スケールの気候モデルの構築（連携）

（実現に向けた提案）

- ① 市役所に治水対策の常設チームを設置、年1回議会に進捗報告
- ② 代替案の社会、経済、環境への影響を評価
- ③ 州機関との緊密な連携
- ④ 全国洪水リスクマネジメントWSの誘致、ベストプラクティスの共有とネットワーク拡大

出典) The Expert Management Panel on River Flood Mitigation, Calgary's Flood Resilient Future, 2014.6
(和訳・要約は関西広域連合本部事務局による。)

- 五大湖は、歴史的経緯の中で設立されてきた様々なレベルの組織群によって管理。米加両政府を始め利害関係者が非常に多く権限も錯綜しており、**解決すべき問題ごとに関係する組織やアプローチを変えながら対応。**
- 政策決定の際には、利害関係者が合意に至るまでの過程をすべて公開するなど、「**マネジメントプロセス**」を重視。

（米加両国関係での意思決定機関）

五大湖漁業委員会（Great Lake Fishery Commission）

1954年に設立。両国政府および周辺州が参加し、両国間で五大湖における漁業資源に関する取り決めを行う。

国際合同委員会（International Joint Commission）

両国間で五大湖の水質、水位管理、舟運、水力発電所開発等に関する取り決めを行う。1909年に米国と英国（当時、カナダを統治）との間で結ばれた条約に基づき設立。

（州政府レベルの地方機関の意思決定機関）

五大湖委員会（The Great Lakes Commission）

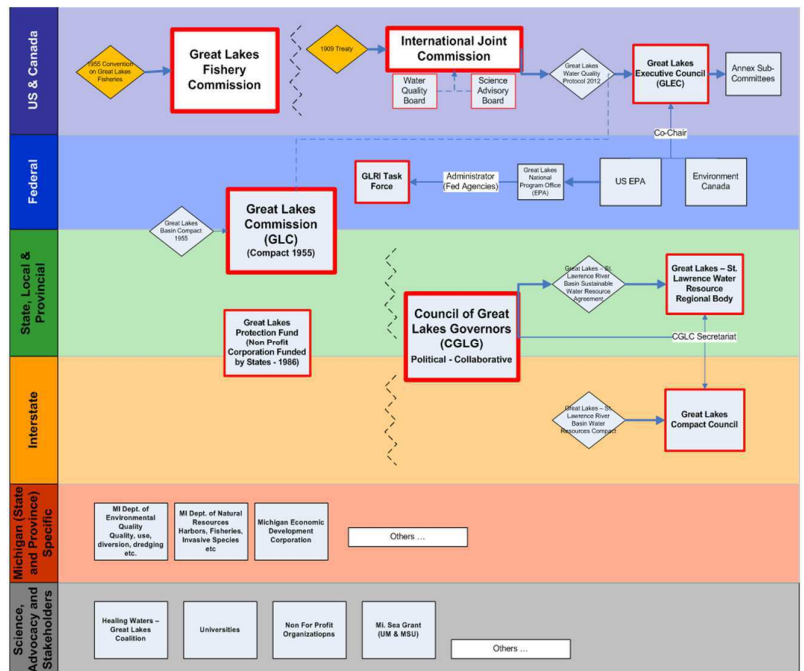
米国内沿岸州による協定に基づき1955年に設立された。各州間での公式協議の場を提供しており、各州政府職員・議員など構成される。カナダ側のオンタリオ州及びケベック州は準会員。

- ① クリーンエネルギーと気候と生態系の健康、
- ② 生息地と沿岸管理、
- ③ 侵入種、
- ④ 水に依存する経済インフラ、
- ⑤ 水質、
- ⑥ 水資源管理の6分野で行動計画を策定する。

五大湖沿岸州知事評議会

（Council of Great Lakes Governors）

沿岸州知事による政治的な問題解決の組織として1982年に設立。（カナダ側の知事も参加）



出典) ミシガン州環境局水資源部五大湖室より提供（図）

The Great Lakes Commission, Final Report: A Strategic Review and Organizational Assessment of the Great Lakes, 2005

ポトマック川流域州際委員会（Interstate Commission of Potomac River Basin）

■ ポトマック川流域州際委員会（ICPRB）の設立

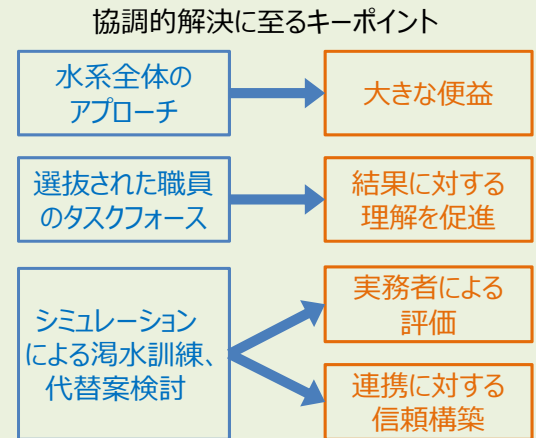
- 悪化したポトマック川の水質改善を目的に、1940年に関係4州（Maryland, Pennsylvania, Virginia, West Virginia）およびワシントンDCが連携して設立。（①人口や負荷量に応じて出資、②意思決定は多数決、③規制権限はなし）
- ICPRBは、①対話を促すこと、②各州の取組の協調を図ること、③科学的論拠を提供することを通じて、課題解決を促進。
 - ①データ収集・整理 ②ニュースレターの発行 ③共通の水質基準の開発 ④各州法の調査および改正の助言、
 - ⑤モニタリングネットワークの整備 ⑥関係団体による会合のお膳立て

■ 着目する課題の変化 – 水質から水量へ、そして生態系へ

- 1970年代に連邦政府や各州により各種規制が行われ、水質が劇的に改善。一方で、1960年代にワシントンDCの人口が急増し、1966年の渇水では史上最低流量を記録。
- 米国陸軍工兵隊による水需要予測（1963年時点）では、16基の新規ダムが必要とされていた。– **コスト削減が課題**
- 1970年代に入りJennings Randolph貯水池の建設開始。各団体が検討を始める中、ICPRBの規約に“water supply”が追加され、協働作業が始まる。– **時代の変遷とともに役割が追加・総合化**（現在は、生態系保全にも焦点）

■ 科学的アプローチでの課題解決、合意形成

- ICPRB内にCO-OP（Cooperative Operations on the Potomac）を設置。選抜された職員（+技術顧問、市民顧問）のタスクフォースで技術的検討（キーパーソンの存在 – 情熱と能力）。
- Johns Hopkins大学の解析モデル（PRISM）を用いて貯水池群の最適操作を検討。シミュレーションにより、既設貯水池と、新設するJennings Randolph貯水池とLittle Seneca貯水池の連携により対応可能であることを確認。同時に、連携操作ルールを開発。
- PRISMの活用により関係者の信頼を構築**。①各水道事業者の技術マネージャーやスタッフの理解を促進、②各事業者による代替案の検討・受け入れ、③正式な条約締結前に、水道事業者（技術マネージャー・スタッフ）による連携操作の渇水訓練を実施して効果を検証。
- 1982年に、連邦政府、水道事業者、DC、ICPRB間で、水供給連携協定を締結。**



出典) Cherie Schultz, Interstate Commission on the Potomac River, ILBM Governance Project 資料, 2010

水イニシアティブと水法2007 - オーストラリアの流域管理

■ 流域ガバナンスの強化 – 水法 2007

(流域管理の権限を連邦政府に移譲)

- マーレー・ダーリング川流域（4州・1特別区に跨る）では、地方政府代表からなる「流域委員会」により、全会一致の原則もとで流域管理が行われていた。
- 利害対立がある中で、困難な意思決定は先延ばしされ、①利用量の過剰割り当て、②利用上限の無視、③上下流に悪影響のある行為が制裁されない状況が続き、国家水イニシアティブの適用が困難となった。また、**流域全体の情報がなくマネジメント・意思決定が非効率**であった。
- このため、連邦政府は「水のための安全国家計画」を発表し、「水法2007」を制定。連邦政府所管の独立機関である「マーレー・ダーリング川流域庁」を新設し、流域管理を主導することとなった。



- ① 地表水・地下水の利用限度を含む流域計画を策定する。
- ② 各州政府の水資源計画の大臣認可の際の助言（各水資源計画は流域計画との整合が求められる。）
- ③ 流域内の水取引を促進するための水利権情報サービスの開発。
- ④ 水資源の計量・モニタリング ⑤ 情報集約と研究の実施 ⑥ 地域社会の参画を推進

国家水イニシアティブ National Water Initiative (2004)

- 効率的で持続可能な水利用を目的とした「水改革枠組 Water Reform Framework」に関する政府間合意。
- 「国家水委員会 National Water Commission」が促進。ただし、同委員会の根拠法は2014年で失効。
 - ① 国家水イニシアティブの適用に関する各州の進捗を評価・公表
 - ② 連邦政府と州政府との政策調整オーストラリアを担う「政府間評議会」への提言

(引用) Key features of the Water Act 2007, オーストラリア環境省HP
 Australian Government, A National Plan For Water Security, 2007.1
 National Water Commission, Forth Assessment of the 2004 National Water Initiative, 2014.9
 (要約・仮訳については、関西広域連合本部事務局による。)

■ 水法 Water Law (1964) – 河川流域単位でのマネジメント

- 河川流域単位での管理「水に行政上の境界はなじまない」
 - マスタープランの策定
 - 課税（水源税・汚染税）と配分
- 組織・体制
 - ① 利害関係者代表からなる流域委員会（Basin Commission）
 - ② 執行機関としての水局（Water Agency）
 - ③ 国から派遣される知事（Prefect）が全体をコーディネート

6 流域



Departments



Regions



■ 漁業法 Law on fishing (1984)

生態維持流量を残すことを義務化し、取水量を制限。

■ 水法 Water Law (1992)

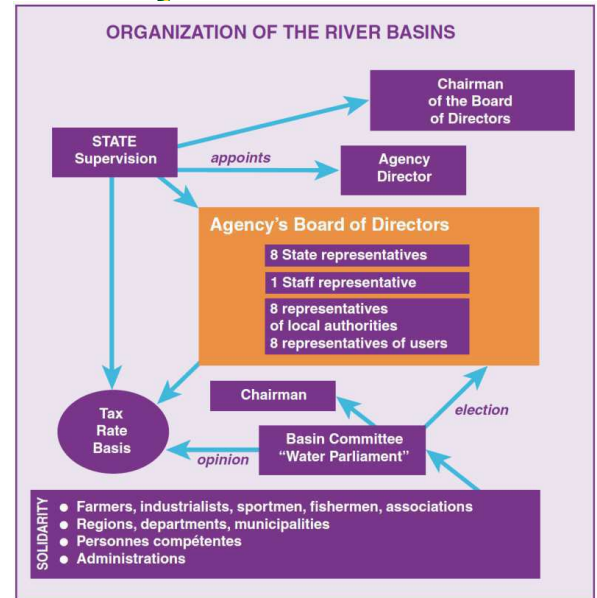
- ① SDAGE 流域単位の水開発・管理のマスタープラン
- ② SAGE 小流域単位の水開発・管理の実施計画

■ EU水枠組指令 Water Framework Directive (2000)

- 「水は商品ではなく、受け継がれるべき遺産」として、参加27か国の
 - ① 共通の目的、② 期限、③ 有効な方法を定める。
 フランスは2004年に国内法に適用。

■ 水・環境法 Law on water and aquatic environments (2006)

- 水・環境庁（ONEMA）の設置：
 - ① 水に関する研究開発
 - ② 水資源・環境に関する情報
 - ③ 水利用のコントロール
 - ④ SDAGE, DSAGEの技術支援（自然環境の保全・再生）



引用) International Office for Water (of France), Organization of Water Management in France, 2009
 (要約・仮訳は関西広域連合本部事務局による。)

■ EU指令 (Directive)

- 加盟国が達成すべき目標を定める法令。達成方法は各国独自で定めるが、期限内に目標を達成することを要求（未達成の場合はペナルティ）。加盟国は、国内法を整備して実現を図る。

■ 流域管理に関連するEU指令

生息地指令 Habitats Directive (92/43/EEC)

- 貴重種（野生動植物）の生息地の保全を通じて生物多様性を確保することが目的。指令により自然保護区域のネットワーク「Natura2000」を設定。
- 各加盟国が提出する候補地リストをもとに、欧州委員会が区域を指定。加盟国に保全計画の策定を義務付けるとともに、区域内の開発に関しては、環境影響評価の実施、悪影響に対するあらゆる代償措置を要求。



水枠組指令 Water Framework Directive (2000/60/EC)

- 地下水を含むすべての水を保全するための枠組みを構築することが目的。水域生態系の保全・改善、持続可能な水利用、水環境の保全・改善、洪水・渇水の影響の軽減を行う。
- 地表水・地下水の量・質、水圏生態系・生息環境について、指令で設定する「良好」な状態に到達することを要求。
- 流域単位（River Basin District）で流域マネジメント計画の策定（6年毎に改定）
- 国境を跨ぐ河川流域でも単一の計画を策定する努力義務。

洪水枠組指令 Flood Directive (2007/60/EC)

- 洪水による被害低減のため、洪水リスクを調査し、マネジメントするための枠組みを構築することが目的。
- 気候変動の影響も踏まえたリスク評価、ハザードマップ・リスクマップの整備、洪水リスクマネジメント計画の策定を要求。
- 計画には、持続可能な土地利用の観点から、氾濫原の保全などを含めたあらゆる防災・減災対策を記載。
- 上下流国にリスクを大きく転嫁する対策を含む場合は、関係国で合意できるよう調整。
- 水枠組指令と整合・協調

引用) 欧州連合HP (要約・仮訳は関西広域連合本部事務局による)

■ 欧州連合の地域政策（Regional Policy）

- 欧州連合内における地域経済格差を是正しようとする政策。1975年に欧州地域開発基金設置。

ローマ条約（1957）

「これらの諸国の経済の一体性を強化し、多様な地域間に存在する格差を縮小することにより、あるいは一層恵まれない地域の更新制を緩和することにより、調和した発展を確保することを希求し、…（以下略）」

2014-2020年は、重点テーマ11を支援

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 研究・技術開発・イノベーション | (2) ICTへのアクセス・利用・質の向上 |
| (3) 中小企業の競争力強化 | (4) 低炭素経済への移行 |
| (5) 気候変動対策・リスクの軽減とマネジメント | (6) 環境保全・保護・資源の有効活用 ほか |

- 支援対象の決定指針（地域政策の発展過程で追加されてきた原則）

「追加」原則	各国が独自に実施している支援に追加されるもの。（各国の予算節約に寄与するものではない。）
「プログラム化」原則	単発のプロジェクトではなく、複数のプロジェクトを含んだ多年度にわたる「プログラム」を支援対象
「パートナーシップ原則」	地域政策のあらゆる局面において委員会、各国政府、地方代表がパートナーを組んで事業にあたること

地域政策の開始当初は、加盟各国の中央政府（ゲート・キーパー）によって政策決定・実施が行われていたが、90年代後半にかけて、欧州連合・各国政府・地方機関の三者による**マルチレベル・ガバナンス**へとシフト

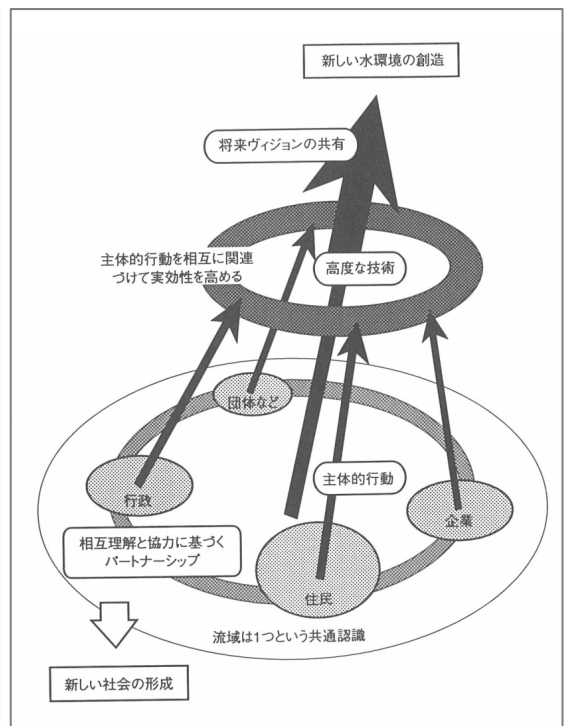
（参考）稲本守，欧州連合（EU）の「地域政策」と「マルチレベル・ガバナンス」，東京水産大学論集 vol.38，2003

流域ガバナンスを向上させる取組

琵琶湖・淀川を美しく変える – 提言 – 琵琶湖・淀川水環境会議（1995 – 1996）

■ 三つの「理念」

- 1. 琵琶湖・淀川の健全な水循環を基本とした新しい社会の創造**
琵琶湖・淀川を、私たちが受け継いだ以上によい状態にして次代に伝えるため、水の恵みに対する感謝の気持ちを基礎にして、環境への負荷の少ない、健全な水循環を基本にした新しい社会の創造に取り組む必要がある。
- 2. 主体的行動とパートナーシップによる新しい社会の形成**
「流域は一つ」という共通認識をもとに、琵琶湖・淀川の水環境改善のために住民、企業、行政、団体などが、それぞれ何をなすべきかを考えて行動することが求められる。さらにこれらの住民、各組織間の相互理解と協力にもとづくパートナーシップを築くことにより、これらの主体的行動を最大限に生かし、実効性を高める新しい社会を形成することが必要である。
- 3. 将来ビジョンの共有と高度な技術による新しい水環境の創造**
流域社会が一体となった水環境改善の取り組みを始めるにあたっては、まず10年、20年、30年後、さらにはより長期的な視点から将来ビジョンを設定し、これを共有することが必要である。また、水環境のために現時点での最善の技術を用いることは当然のことであるが、さらに高度な技術の研究開発を進め、積極的にその実用化を図り、琵琶湖・淀川の新しい水環境を創造しなければならない。



■ 五つの「行動指針」

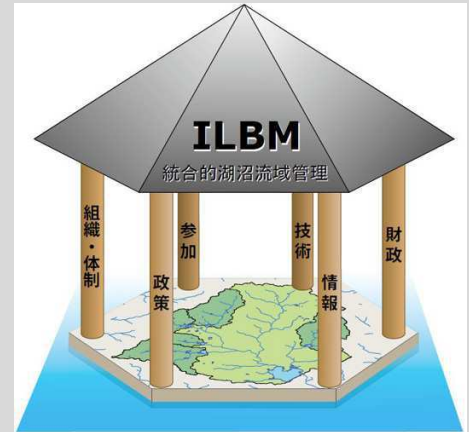
- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1) 対立から協調、そして協働へ | 4) 行政主導から市民の参画へ |
| 2) 部分への対処から総合的な取り組みへ | 5) 後追い対応から予見的アプローチへ |
| 3) 開発・管理から総合的な保全・創造へ | |

■ 統合的湖沼流域管理 — Integrated Lake Basin Management

統合的湖沼流域管理（ILBM）は、湖沼と流域の管理を任された組織や利害関係者が、湖沼がもつ静水システムの特徴を踏まえた上で、その資源の持続可能な利用と保全の実現に必要な概念。

■ 長期にわたる強力な政治的コミットメントの下、6つの要素で推進

- ① **組織体制や仕組み 「組織・体制」**
地域から国家間までの様々なレベルで運営され、資源の利用者すべての利益のために湖沼と流域を管理する組織・体制
- ② **政策の枠組みや法制度 「政策」**
法律・条例から、伝統的・非公式な取り決め（風習・慣習・しきたり等）まで、湖沼資源の利用とそれがおよぼす影響を統制する規範
- ③ **利害関係者の参加 「参加」**
住民、利害関係者、湖沼に関わりを持つすべての人々の参加
- ④ **技術的取組の可能性と限界 「技術」**
河川の流量制御・流路変更、排水処理、湿地の回復と造成、森林の再生と植林、湖の水位調節、堆積土砂の浚渫などの保全技術や環境改善技術
- ⑤ **科学的知見 「情報」**
伝統的知恵から科学的知見まで、湖沼管理を効率的に進めるための情報
- ⑥ **持続可能な財源の調達 「財政」**
湖沼流域管理を長期間にわたって継続するために必要な資金



出典）（公財）国際湖沼環境委員会HP

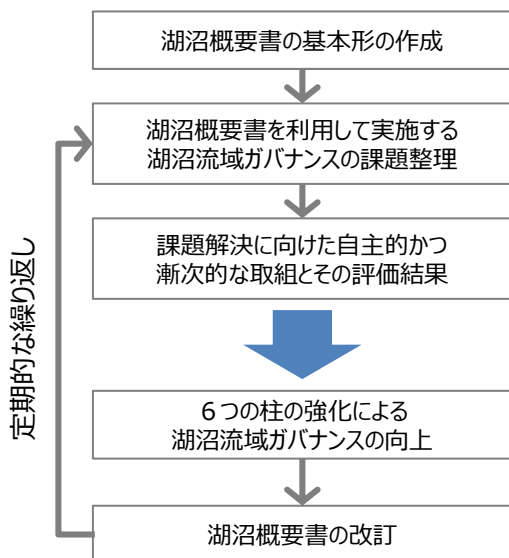
- **ILBMプラットフォーム** 湖沼流域ガバナンスの6本柱について、流域のステークホルダーが、その現状と望ましい強化の方向性を明らかにし、連携して課題を克服する取り組みの場、あるいは仕組み。
- **ILBMプラットフォーム・プロセス** プラットフォームのメンバーが一定の手順に沿って、徐々に湖沼流域ガバナンスを向上させていくプロセス。
- **ILBMプラットフォーム・プロセスの流れ**

■ 湖沼概要書

1. はじめに
2. 湖沼の概要
3. 湖沼と流域の管理
4. 湖沼をめぐる主要インパクトストーリー
5. 湖沼流域ガバナンスの主要課題
6. 湖沼流域ガバナンスの課題を克服する上で鍵となる取組
7. 参考資料
 - A) 湖沼概要項目
 - B) 湖沼流域ガバナンスの6本柱に関する診断プロセス

（6本柱、それぞれの強化状況の評価のポイント）

- ・ 改善・向上の「芽」となる取組に着目することが重要
- ・ メンバーが十分協議・連携して試行錯誤を進めていくことが重要
- ・ 過去に有効に実施されなかったものをうまく復活させることが重要
- ・ 制度・環境が不十分でも、試行的に部分的な改善を工夫できないかを検討することが重要。
- ・ 本質的な問題解決のきっかけづくりとなる取組を反映することは重要
- ・ 流域外で成果を挙げている取組等を試行錯誤に反映できるものはないかを検討



流域ガバナンスを向上させる取組（事例）

ILBM プラットフォームプロセス

持続可能性…高い

② 三つの視点から課題認識

前提：静水システムの三つの特徴

- “生態系サービス”の視点
- “生態系サービス”の時間的変遷
- “生態系サービス”と流域ガバナンス

④ 長期的にILBMの柱の強化



① 求める流域の姿を 共通認識

- 現状の理解
- 取り組みの糸口を探す
- 知識と経験を整理



③ ILBMの柱の強化を試行錯誤

- 知識を経験の集約
- 取り組みの状況を共有
- 自律的な取り組みの推進
- 徐々にガバナンスを向上させる

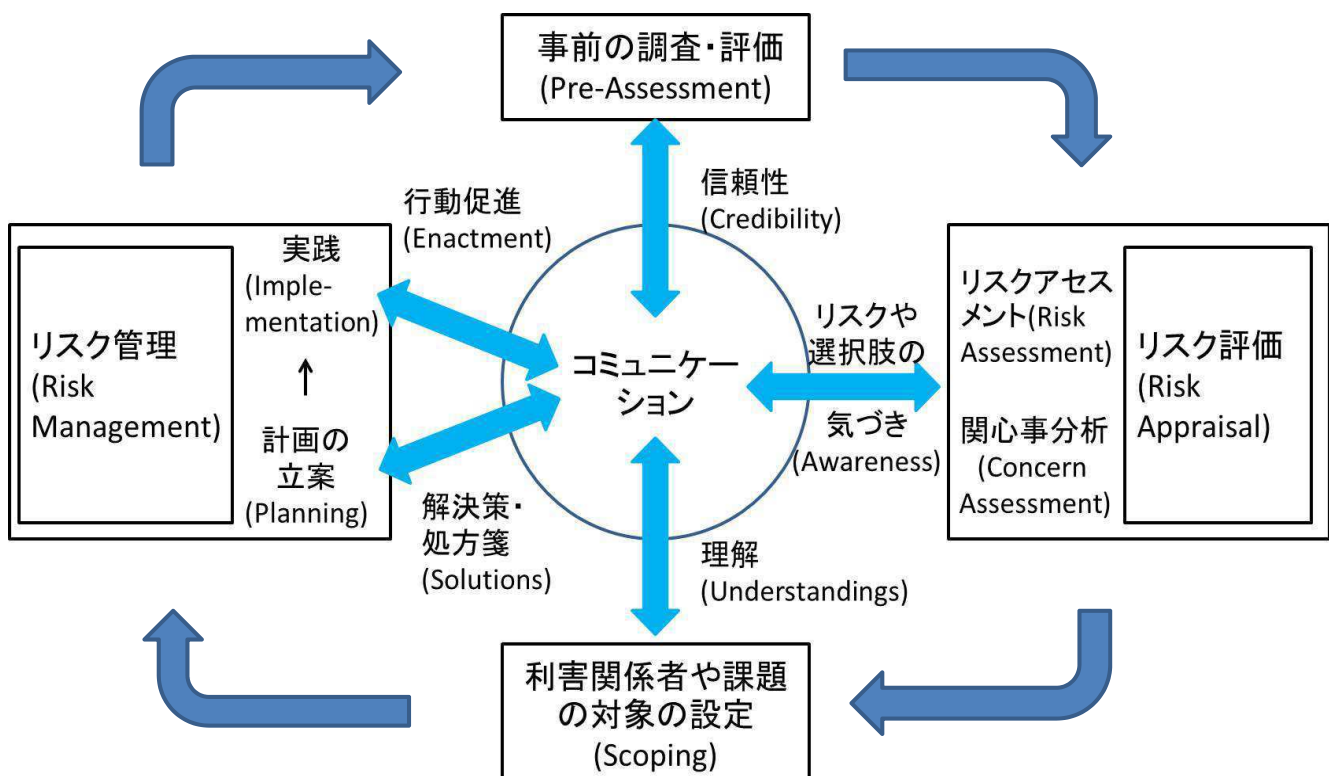
①～③を繰り返す

時間…将来

水害リスクガバナンスとリスクコミュニケーション

20

■ 災害リスクガバナンスとコミュニケーションのデザイン



2. 広域連合のあり方検討会での論点 (第2回検討会より)

広域連合のあり方検討会での論点 (第2回検討会より)

22

(流域ガバナンスのあり方)

- 制度とか仕組みを作ることが問題ではなくて、課題とか政策とかで集まる、あるいはお互いに摺合せながら、繋ぎながら、補完しながら取り組むという話。
- 課題も相互に補完的になり、プレイヤーもいろいろなプレイをするということをより積極的に起こさせる仕組みが流域ガバナンス。
- ガバナンスが上手く機能すると結果として重層的になる。統合性と重層性は矛盾しない。
- 集まって議論をして、そこでの議論の内容とか合意に基づいて、自分のやる仕事を自分の権限の範囲内で、権限行使、仕事の仕方を微妙に変えるということが期待されているというのがガバナンス。

(流域ガバナンスを向上させていくプロセス)

- 目標に対して一定の達成度を想定して、お金と人を付けて事業をしていくという伝統的なものがもう必要ないということではない。流域のガバナンスを向上させていくということと両方のギアがうまく噛み合わないと、複雑になってきた流域の課題に近接していくことができない。
- 積み重なっていることをきちんとモニタリングできるような仕組みがある。共有されているフレームに基づききちんと働いていることが可視化されていたり、改善状況が指標的に示されたり、そしてそれが現実的にはこの政策課題の解決に貢献しているという状態になっていけば良い。
- さまざまなプラットフォームがあって良い。緩やかにプラットフォーム自体が繋がれば良い。
- 協議会といった器を作るのは簡単で、それは必要に応じて有形無形でも構わない。課題を適切な言葉で投げ込む。そこに必要な情報も用意し、望ましい方向にそれとなく誘導していく、そういう役割がある。
- 問題認知の中で現実には個別の問題を片づけていかないといけませんが、同時に理想とか展望とかを持っておかないといけない。

広域連合のあり方検討会での論点 (第2回検討会より)

(流域ガバナンスを向上させていくプロセス(つづき))

- ガバナンスが少しずつ向上している、あるいはステークホルダーがそれなりに前向きに取り組んでいることを客観的に計れるようなものを用意する。それを司るようなものがある。
- ガバナンスの向上を計るためにはビジョンを持つことが必要であるが、健全な水循環のような話になると、水質基準のような明確なビジョンを持つのは難しく、ナレーティブなものとなる。ここでいうビジョンは、むしろ価値観というか理念。
- ビジョンと個別課題のギアを合せるインターフェイスを作っていかなければならない。ビジョンを作っていくプロセスと、ビジョン自体が成長し、そのビジョンを共有した上で課題解決的な議論が行われるイメージ。

(関西広域連合の役割)

- 当面は既存のいろいろな形のプラットフォームを尊重すべきで、新たに作ることは生産的ではない。その意味で関西広域連合の役割はコーディネーション。プラットフォーム同士の繋がりを持たせるというところに非常に大きな役割を果たす(プラットフォームのネットワーク)。だが、プラットフォームを全部吸収して大きなひとつの仕組みを作るということではない。
- 課題全体を見渡さないといけないという役割は関西広域連合が持っていると思う。
- もっと適切なネットワークのあり方があるかもしれないが、関西広域連合がその役割を受け取るというのであれば、関西広域連合としてどのような体制を中で作っていくかという話になってくる。
- (役割を受け止める条件として) どれくらい必要な知恵、資源を集めてもらえるか、しかもそれを自分のところに貯めないで上手く流せるか、そういうところがポイントになる。
- 専門的な知識を持つ必要があるし、科学的にディフェンスできるような情報を示していかなければならない。ただそれは、セクターがセクターの目的追求のために調査研究するものとは全く違った質のもの。